

令和3年度 兵庫県会計年度任用職員（医師クラーク） 採用選考案内（区分B）

主に補助的・定型的な業務を担う医師クラークの非常勤職員の募集です。

- ・受付 令和3年3月1日（月）～同年3月10日（水）【必着】
- ・試験日 令和3年3月15日～同年3月19日のうち指定する1日
- ・任用期間 令和3年4月1日（木）～令和4年3月31日（木）
- ・勤務場所 兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター医局

1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	勤務形態
医師クラーク	1名 程度	医局・診察室における医師事務補助 臨床研究の資料作成、院内委員会の事務処理など	週29時間 (7時間15分×週4日)

(注) 採用予定人員は、今後変更する場合があります。

2 受験資格

- (1) 令和3年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 任用の日に兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センターに勤務可能な方
- (3) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) Word、Excel等のパソコン操作ができる方

3 選考方法

- (1) 選考方法
所定の応募書類及び面接試験による選考
- (2) 日時
令和3年3月15日～同年3月19日のうち指定する1日
申込者と調整のうえ実施します
※試験日の調整は、応募書類に記載している連絡先にお知らせします。
- (3) 場所
兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター
〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目6番8号 TEL:078-335-8001 内62002

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類（写真を貼付したもの）を提出してください。
なお、応募書類は、A4縦の片面印刷とし、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

送付先：〒650-0047 神戸市中央区港島南町1丁目6番8号

兵庫県立粒子線医療センター附属神戸陽子線センター総務課

※ 3月12日までに連絡がない場合は、3月12日9:00~17:00の間に、前出3(3)の連絡先まで電話で照会してください。

5 合格発表

合格者には、応募書類に記載している連絡先へ電話連絡のうえ通知を郵送します。

6 採用予定時期

採用日は原則として令和3年4月1日(木)です。

7 任用期間

令和3年4月1日~令和4年3月31日です。

(勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。)

8 勤務条件等

(1) 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む)

月額126,700円~151,800円

※ 報酬額の算定は、職歴により個別に決定します。

なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(2) 加算報酬

勤務の実績に応じ超過勤務手当の支給あり。

(3) 期末手当

年間計2.55月(6月期1.275月、12月期1.275月(在職期間に応じた割り落としあり))

※ 任期が6カ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

※ 期末手当の支給月数は正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(4) 通勤手当

原則、平均1箇月当りの通勤所要回数分の回数券等の額と1箇月定期券の額とを比較した低廉な方の額を支給します。(限度額の設定あり)

(5) 勤務時間

週29時間(原則8:45~17:00×週4日)

(6) 休暇

年次有給休暇(時間単位の取得が可能)

その他、夏季休暇(有給・週3日以上勤務)等任用条件に応じた各種休暇(有給・無給)あり

(7) 社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険 ※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(8) 条件付採用

改正地方公務員法(令和2年4月1日施行)第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 営利企業への従事(兼業)を行うことができますが、兼業についての届出が必要になります。また、以下のような場合に該当しないよう注意してください。
 - ・兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
 - ・兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。
- (4) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。